

## 2 環境行政の概要

## 2. 環境行政の概要

### (1) 松戸市の環境の現状と対策

本市では、工業団地が整備され始めた昭和 35 年頃から事業活動や生産活動に伴う環境汚染が徐々に問題となってきました。事業活動に伴う環境問題については昭和 45 年 12 月の公害対策基本法及び公害関係法令の見直しや、その後の公害防止計画の策定、法・条例改正による規制により、大きく改善されてきました。しかし、最近では自動車等の移動発生源、生活排水・近隣騒音等の家庭生活に起因するもの等多種多様になっており、健康で快適な生活環境を創造していくには幅広い取り組みが必要になってきています。

本市では、市民の方々に環境問題について理解を深めていただくために各種の啓発活動を行っています。

#### 啓発活動の例

- ・家庭でできる生活排水対策の説明会、イベントの開催
- ・江戸川を守る会による各種活動（江戸川ハイキング等）
- ・冬季大気汚染対策として、自動車の使用自粛、暖房器具の適正管理等の啓発活動
- ・屋外焼却行為防止のための啓発
- ・環境美化組織連合会の育成
- ・きれいな街づくり功労者に対する表彰
- ・各種出前講座による啓発（市内の大気汚染・騒音・河川の水質調査結果など）

また、本市の主な環境の現状と対策は次のとおりです。

#### ア. 大気汚染

平成 30 年度の本市の大気汚染状況を見ると、一般環境大気測定局では光化学オキシダント以外の項目については環境基準を達成しました。

一方、自動車排出ガス測定局は二酸化窒素及び微小粒子状物質以外の項目について環境基準を達成しました。

近年、都市部における大気汚染は自動車排出ガスによる影響が大きく、「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」（通称ディーゼル条例）の施行による対策を行っています。

また、PM<sub>2.5</sub>の測定については、平成 23 年度から実施しています。

#### イ. 水質汚濁

本市においては、市内河川の清流復活を目指して、平成 4 年 12 月に「川をきれいにする条例」を制定するとともに「川をきれいにする推進本部」を設置し、積極的に対策を進めてきました。

また、建設省は、平成 5 年 7 月に本市の坂川水系を「清流ルネッサンス 21」の対象河川に選定し、水環境の改善計画が実施され、西暦 2000 年には、おおむね目標水質（BOD：10 mg/L）を達成し、さらに継続して「清流ルネッサンス II」による改善計画が実施され、平成 22 年度の目標年度には、水量の目標及び水質の目標（BOD 坂川放水路：2 mg/L、坂川河川網：5 mg/L）付近まで大幅に改善されました。今後もさらなる水環境を維持するためには、現在の協力体制を継続する必要があるため平成 24 年 2 月『江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会』を設立し活動を開始しました。

平成 30 年度の水質汚濁の状況を見ると、前年度と同様に国分川・坂川・新坂川の市内 3 河川全てが環境基準に適合していました。

坂川水系については、水質が改善したことにより、これまで気づかなかった家庭雑排水等による軽微な油膜等でも市民などから通報がよせられるようになりました。

河川の汚濁負担軽減のため、国・県・市と連携し、下水道の普及促進、生活排水対策

の啓発事業、河川直接浄化施設整備及び市民による家庭でできる浄化対策を実施しています。

今後、市民に親しまれる、よりきれいな河川にするためには、更なる行政の努力はもとより、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠と思われます。

### ウ. 騒音・振動

最近では、騒音振動苦情は減少傾向にあります。騒音、振動ともに工事業の比率が高くなっています。

市内の環境騒音の状況（平成 30 年度調査）は 5 地点で行い、全ての地点で昼夜共に環境基準を達成しました。

主要道路等 12 地点での自動車騒音の調査結果は、道路に面する地域の環境基準で見ると昼間は 10 地点、夜間は 7 地点で環境基準を達成しました。また、道路交通振動の調査結果は、測定した 4 地点全てで要請限度を下回っていました。

### エ. 地下水・土壌汚染

松戸市内の全体的な調査から、有機塩素化合物による地下水汚染が 10 地区、六価クロムによる地下水汚染が 2 地区判明していましたが、過年度の調査結果により、有機塩素化合物汚染の 3 地区と六価クロム汚染の 2 地区がすべて環境基準適合となりましたので、この地区については汚染地区を解除しました。その後、トリクロロエチレンの環境基準が厳しくなったことから、解除地区の再調査をした結果、1 地区を再び有機塩素化合物の汚染地区としております。

地下水は一度汚染されると元に戻すことが非常に困難ですので、今後新たな汚染が発生しないように地下水水質調査、使用工場・事業場に対する立ち入り検査の強化に努めていきます。

また、既に汚染されている地区については、地下水水質調査等の対策に取り組んでいます。

平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行されたことに伴い、土壌汚染地域の把握及び汚染土壌の除去等の対策を指導しています。平成 29 年度には、3 か所を要措置区域に指定し、3 か所を形質変更時要届出区域に指定しました。平成 30 年度には 1 箇所解除したことから要措置区域 2 箇所、形質変更時要届出区域 2 箇所となっています。

### オ. 環境衛生

衛生害虫等の対策は、感染症の予防を目的として実施していましたが、住環境の改善・医療の進歩等に伴って、衛生害虫を媒介とする感染症の発生は、ほとんどみられなくなりました。一方で、都市化による環境の変化・住民意識の変化に伴って、有害害虫のみならず、いわゆる不快害虫に対する対策を求める要望が大きくなっています。そこで本市では、より快適な環境を目指して、特にユスリカ等の不快害虫の駆除対策を実施しています。

狂犬病の発生とまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射の促進を図り、狂犬病予防対策を推進しています。

また、平成 26 年 6 月より「松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付規則」に基づき、手術費用の一部助成を実施することにもなりました。

さらに、良好な生活環境を確保するため、昭和 51 年に制定した「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、あき地の所有者等に対し、住宅地に隣接する雑草地の適正管理を指導しています。

## （2）環境政策への推進

近年の環境の状況を見ると、事業活動に起因する大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの公害問題は、法律や条例の規制により大きく改善されてきました。

しかし、都市化の進展、生活様式の多様化といった社会経済状況の変化に伴い、環境問題は複雑化、多様化しており、これらに起因する自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など改善の遅れている地域もあり、また、未規制微量物質による環境汚染など新たな問題も生じています。

一方、私たちの様々な行動による資源やエネルギーの大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会システムは、資源の枯渇や自然破壊を招くとともに、地球の温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊といった地球規模での環境問題をもたらし、早急な対応が求められています。

これらの問題を解決するためには、本市としても、国や県との連携はもとより、市民、事業者との協働を基調とする新たな環境政策を進めていく必要があると考え、今後の環境政策の指針となる「松戸市環境計画」を平成 10 年度に策定・公表しました。

### 【環境計画の概要】

#### 1. 計画の特徴

- ア. 行政の計画でなく松戸市という地域全体の計画（社会計画）として策定したこと
- イ. 計画の推進を評価し、見直しができる機能を重視していること

#### 2. 計画期間

平成 10 年度から令和 2 年度（西暦 2020 年）までの 23 年間

#### 3. めざすまちの姿

- ア. 人と生きものが共存しているまち
- イ. 健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち
- ウ. 地球の環境にやさしいまち

#### 4. みんなの約束（基本理念）

めざすまちの姿を達成するために、さまざまな取り組みを実施する際の基本的な約束として次の 2 点を掲げる。

##### ア. 市の約束

- みなさんの自発性を尊重し、自立を阻害しません
- みなさんが政策に参加できるようにします
- みなさんに環境政策の評価をしてもらいます

##### イ. みなさん（市民・事業者）の約束

- 環境政策に主体的に参加します

平成 10 年度には、推進事業が検討・立案され、平成 11 年度からは、市役所自らの環境創造の実績を高めるための「松戸市役所エコオフィス行動プラン」、環境計画の進捗管理や環境政策への市民の参画を高めるための「生きもの調査（平成 17 年度から地域環境調査に名称変更）」事業が開始されました。

平成 14 年度には、環境計画の「めざすまちの姿」のひとつである「地球の環境にやさしいまち」を実現するために、太陽光発電や低公害車の導入などを市全体で促進するための「松戸市地域新エネルギービジョン」を策定し、平成 15 年度より推進してきました。

平成 16 年度には前述の「松戸市役所エコオフィス行動プラン」を「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」に再構築し、全庁的な取り組みを始めました。更に、平成 23 年 4 月より地球温暖化防止実行計画を見直し「第 2 次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」がスタートしました。

平成 17 年度には省エネルギーに関する取り組みを市全体で促進するために「松戸市地域省エネルギービジョン」を策定し、平成 18 年度より推進してきました。

平成 20 年度には「松戸市減 CO2 大作戦（松戸市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し推進してきました。

平成 28 年度にはこれら地球温暖化対策に関する計画を統合・改訂し新たに「松戸市地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を推進しています。

### (3) 環境行政のあゆみ

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 昭和42年 | 1月    | 松戸市公害防止対策事務連絡会議設置要綱を制定し、事務局は環境衛生課に。  |
|       | 2月    | 千葉県が、松戸市内42地点で地盤沈下の測定開始。   |
|       | 7月    | 松戸市公害防止対策委員会条例制定。  |
|       | 11月   | 二酸化鉛法による硫黄酸化物の調査を開始(市内10地点)。デポジットゲージによる降下ばいじんの測定を開始(根本測定局)。                      |
| 昭和43年 | 4月    | 公害係が総務部安全対策課に新設(係員3名)。   |
|       | 8月    | 導電率法による硫黄酸化物の測定及び風向風速の測定開始(根本測定局)。   |
|       | 9月    | 市内主要路の自動車騒音による影響調査開始(10地点)。  |
| 昭和44年 | 2月    | 自動車排出ガス調査開始(国道6号線岩瀬付近)。  |
|       | 4月    | 騒音規制法に係る事務委任(県内7市)。機構改革により市民部安全対策課公害係に(係員3名)。                                    |
| 昭和45年 | 9月    | 千葉県公害防止条例に基づく事務委任。江戸川に環境基準の類型指定がなされる。  |
| 昭和46年 | 4月    | 市民部公害課になる(課員7名)。松戸市公害防止関係利子補給規則を制定。  |
|       | 6月    | 大気汚染防止法に基づく指定地域となる。  |
|       | 10月   | 大気汚染防止法に基づく事務委任(事業場について)。  |
|       | 12月   | 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に係る上乗せ条例が公示。   |
| 昭和47年 | 4月    | 千葉県旧公害防止条例が廃止され、新たに汚水・廃水に係る特定施設(3施設)を含む県条例が制定。松戸市公害防止条例を制定し、松戸市公害防止対策委員会条例廃止。    |
|       | 5月    | オキシダント測定開始(根本測定局)。工業用水法の指定地域となる。千葉県公害防止条例制定。地下水の採取規制地域となる。同条例に基づく揚水機に関する規制が事務委任。 |
|       | 7月    | 光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業の実施(本市を含む県内14市2町)。  |
|       | 9月    | 窒素酸化物の測定開始(根本測定局)。   |
|       | 12月   | 江戸川左岸流域公害防止計画が総理大臣に承認され、本市も当該計画策定地域となる。  |
|       | 昭和48年 | 3月   |
| 5月    |       | 松戸市公害防止関係利子補給規則の一部改正により利子全額補給となる。  |
| 7月    |       | 坂川・新坂川及び国分川に環境基準の類型指定がなされる。  |
| 昭和48年 | 10月   | 公害課・公害研究所の2課に組織改正(公害課9名、公害研究所5名)。  |
| 昭和49年 | 2月    | 松戸市公害防止条例施行規則の一部改正(特定建設作業種類の追加)。   |

- 昭和49年 5月 水質汚濁防止法の政令市となり、同法に基づく事務委任。  
7月 酸性雨による急性健康障害暫定対策事業を実施。  
8月 騒音規制法の指定地域が一部改正。  
環境基準及び自動車騒音測定に基づく要請ができるようになる。  
建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域となる  
(市内全域)。  
12月 千葉県臨海地域公害防止計画が総理大臣に承認され、本市も当該計画  
策定地域となる。
- 昭和50年 1月 大津川に環境基準の類型指定がなされる。  
5月 悪臭防止法の実務委任。  
7月 松戸市公害防止条例施行規則の一部改正。  
12月 水質汚濁防止法に基づく旧上乗せ基準(昭和46年12月設定)  
廃止。  
新たに上乗せ基準(昭和51年7月より施行)が設定。
- 昭和51年 8月 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量削減計画(総量規制及び燃料  
規制)制定。  
10月 悪臭防止法施行令の一部改正により悪臭3物質の追加。  
12月 水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準(昭和50年12月設定)  
一部改正。
- 昭和52年 4月 産業公害相談室設立(松戸商工会議所内)。  
6月 大気汚染防止法施行規則の一部改正により窒素酸化物の規制基準が  
強化。  
9月 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部  
改正(昭和52年6月)に伴い水質関係公害防止管理者届出の実務  
委任。
- 昭和53年 1月 振動規制法の実務委任。  
4月 松戸市公害防止条例の一部改正。  
松戸市公害防止関係利子補給規則の一部改正により支払利子の  
60%補給となる。  
6月 松戸市公害防止条例施行規則の一部改正。  
水質汚濁防止法の一部改正により水質総量規制導入。  
7月 窒素酸化物の環境基準が改正。  
8月 松戸市近隣騒音防止指導要綱を施行。
- 昭和54年 6月 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)公布。
- 昭和55年 3月 水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準(昭和52年2月設定)が一部  
改正。  
千葉県臨海地域公害防止計画の見直しが総理大臣から承認。  
4月 松戸市住工混在地域工場移転事業利子補給金交付要綱(単独)制定。
- 昭和55年 5月 観測井の設置(紙敷地区)。
- 昭和57年 4月 松戸市住工混在地域工場移転(集団移転)事業利子補給金交付要綱  
制定。

## 2. 環境行政の概要

|       |     |  |
|-------|-----|--|
|       | 6月  | 大気汚染防止法に基づくばいじんの排出基準が改正。   |
| 昭和57年 | 12月 | 環境基準の一部改正があり、湖沼に係る窒素・リンの環境基準告示。  |
| 昭和58年 | 6月  | 松戸商工会議所内の産業公害相談室が環境対策相談室となる。   |
|       | 10月 | 機構改革により環境保全部公害課・公害研究所・生活環境課に。  |
| 昭和59年 | 2月  | 厚生省、水道水及び一般飲料水に対し、トリクロロエチレン等の3物質について暫定的水質基準設定。   |
|       | 3月  | 手賀沼に窒素・リンの環境基準の類型指定。   |
|       | 7月  | 湖沼水質保全特別措置法公布。   |
|       | 8月  | 環境庁、トリクロロエチレン等の排水に係る暫定指導指針設定。地下浸透の防止及び公共用水域への排水の抑制に関する管理目標設定。  |
| 昭和60年 | 3月  | 国道6号線の自動車排出ガスの測定開始(上本郷測定局)。湖沼水質保全特別措置法施行。千葉臨海地域公害防止計画の再見直しが総理大臣から承認。                                     |
|       | 5月  | 水質汚濁防止法の施行令一部改正(窒素・リンの排水基準追加)。   |
|       | 6月  | 大気汚染防止法施行令一部改正(小型ボイラー追加)。  |
|       | 12月 | 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼(手賀沼)の指定及び指定地域(大津川流域)指定。  |
| 昭和61年 | 7月  | 工業用水法第6条第2項の規定による総理府令・通商産業省令公布(松戸市の一部廃止・転換告示)。   |
| 昭和62年 | 7月  | 湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量の規制基準及び同法に基づく指定施設の構造・使用の方法に関する基準制定。水質汚濁防止法に基づく総量規制基準改正。                              |
|       | 10月 | 工業用水法第6条2項の規定による総理府令・通商産業省令公布(高塚新田を除く廃止・転換告示)。大気汚染防止法施行令一部改正(ガスタービン、ディーゼル機関追加)。                          |
| 昭和63年 | 8月  | 水質汚濁防止法施行令一部改正(特定施設の追加—共同調理場等)。  |
|       | 11月 | 騒音規制法の特定建設作業に係る規制基準一部改正。   |
| 平成元年  | 1月  | 千葉県地下水汚染防止対策指導要綱施行。  |
|       | 3月  | 水質汚濁防止法施行令一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加)。  |
|       | 9月  | 松戸市公害防止条例の騒音の特定建設作業に係る規制基準一部改正。悪臭防止法施行令の一部改正により悪臭4物質(プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸)追加。大気汚染防止法一部改正(特定粉塵追加)。 |
|       | 10月 | 千葉県地下水汚染防止対策指導要綱一部改正(四塩化炭素)。   |
| 平成2年  | 3月  | 千葉地域公害防止計画と名称変更し総理大臣から承認。  |
|       | 6月  | 水質汚濁防止法一部改正(生活排水対策の推進、総量規制地域内指定地域特定施設制度の創設)。   |
|       | 9月  | 水質汚濁防止法施行令一部改正(指定地域特定施設の指定 201人  |

|      |      |   |
|------|------|---|
|      |      | ～500人のし尿浄化槽)。   |
| 平成2年 | 1 1月 | 大気汚染防止法施行令一部改正(ガス機関、ガソリン機関追加)。  |
|      | 1 2月 | 水質汚濁防止法に基づく総量規制基準改正。  |
| 平成3年 | 3月   | 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定される。  |
|      | 7月   | 水質汚濁防止法一部改正(トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの洗浄, 蒸留施設の追加)。  |
|      | 1 1月 | 千葉県告示により、追加悪臭4物質の規制基準設定(平成4年1月施行)。  |
| 平成4年 | 3月   | 「生きた川の流れるまちづくり」をめざした水環境管理基本計画策定。<br>水質汚濁防止法及び水環境管理基本計画に基づく生活排水対策推進計画策定。   |
|      | 4月   | 「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」施行。<br>(定置型のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関の排ガス中窒素酸化物の指導基準を定める)<br>「松戸市合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」施行。  |
|      | 6月   | 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車NO <sub>x</sub> 法」という)公布(平成4年12月施行)。  |
|      | 1 1月 | 自動車NO <sub>x</sub> 法施行令公布。これにより、千葉県においても松戸市を含めた15市3町が特定地域に指定される。  |
| 平成5年 | 3月   | 自動車NO <sub>x</sub> 法の規定により策定する「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」等の各種施策を推進するため千葉県自動車交通公害対策推進協議会設置(会長千葉県知事)。<br>水質汚濁に係る環境基準改正(健康項目15項目の追加等)。<br>千葉地域公害防止計画の延長が総理大臣から承認される。 |
|      | 4月   | 川をきれいにする条例施行(平成4年12月制定)。  |
|      | 6月   | 悪臭防止法施行令一部改正により悪臭10物質<br>(プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、<br>イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、<br>イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、<br>メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン)の追加。                   |
|      | 1 1月 | 環境基本法が公布。   |
| 平成6年 | 4月   | 悪臭防止法施行規則一部改正(排出水中のメチルメルカプタン等4物質の規制基準設定方法の追加)。  |
|      | 8月   | 環境基本法の施行により、松戸市環境審議会条例が制定施行。  |
|      | 1 2月 | 国の環境基本計画が閣議決定。  |
| 平成7年 | 3月   | 千葉県環境基本条例公布。(平成7年4月1日施行)  |
|      | 4月   | 悪臭防止法が一部改正(嗅覚測定法による臭気指数規制の導入及び日常生活上の悪臭防止について国民の責務の追加)。  |
| 平成8年 | 4月   | 機構改革により生活環境課・公害課・公害研究所の3課が環境保全部   |



## 2. 環境行政の概要

- 環境管理課・環境保全課となり、環境保全課の中に分析センターを設置。
- 平成9年
- 5月 大気汚染防止法一部改正（有害大気汚染物質対策、解体工事におけるアスベストの飛散防止（届出義務）等の追加）。（平成9年4月1日施行）
  - 6月 水質汚濁防止法一部改正（汚染された地下水の浄化制度の導入及び事故時の措置の対象に油の流出を追加）。
  - 7月 残したい“日本の音風景100選”（環境庁）に「柴又帝釈天界限と矢切の渡し」が認定。
  - 8月 千葉県環境基本計画公表。
  - 2月 環境庁告示により、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準設定。
  - 3月 環境庁告示により、地下水の水質汚濁に係る環境基準（23項目）設定。
  - 7月 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」公布。（平成10年1月施行）
  - 8月 ダイオキシン類が有害大気汚染物質の指定物質になり、製鋼用電気炉と廃棄物焼却炉からの排出抑制基準が定められる。
  - 9月 ダイオキシン類の大気環境濃度指針値が国により設定。
  - 10月 騒音規制法一部改正（特定施設に切断機を、特定建設作業にバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー〔一定の限度を超える大きさの騒音を発生するもの〕が追加）。
  - 12月 「大気汚染防止法施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の同時改正施行により廃棄物焼却炉設置者のダイオキシン類測定義務等が明確になる。  
京都議定書発効。
- 平成10年
- 1月 「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（いわゆる、残土条例）施行
  - 4月 「松戸市環境計画」策定。
  - 6月 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（廃PCB等の焼却施設等の産業廃棄物処理施設を追加）施行。
  - 9月 環境庁告示により、騒音に係る環境基準改正（騒音レベル中央値から等価騒音レベルによる評価への変更等）。  
（平成11年4月1日施行）
  - 10月 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）公布。
  - 12月 千葉県による「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」施行。（平成10年12月1日施行）  
「松戸市緑の基本計画」策定。
- 平成11年
- 2月 水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準項目追加（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素）。
  - 4月 機構改革により環境部計画課・保全課となる。

松戸市役所エコオフィス行動プランの取り組みが開始。  
手賀沼に流域の飲食店営業及び集団給食施設のちゅう房施設が、千葉県環境保全条例の特定施設に追加。  
千葉県化学物質環境管理指針改正(重点管理物質20物質を追加し201物質にする)。  
松戸市中小企業資金融資条例を改正し、融資対象を公害防止施設資金から環境保全対策資金に変更(ISO14001認証取得関連施設を追加)。

|       |     |   |
|-------|-----|---|
| 平成12年 | 7月  | ダイオキシン類対策特別措置法公布。(平成12年1月15日施行)   |
|       | 3月  | 松戸市緑を守る条例改正。松戸市緑の条例とする。(平成12年7月1日施行)  |
|       | 4月  | 騒音規制法に基づく自動車騒音限度改正(騒音レベル中央値から等価騒音レベルによる評価への変更等)。(平成12年4月1日施行)   |
| 平成13年 | 4月  | 地方分権一括法の制定に伴い、畜犬登録等事務が市の自治事務となる。<br>機構改革により市民環境本部環境担当部環境計画課・環境保全課になる。                                     |
|       | 4月  | 環境省告示により、ジクロロメタンの大気環境基準設定。  |
|       | 6月  | 水質汚濁防止法施行令一部改正。有害物質としてふっ素、ほう素、アンモニア、亜硝酸、硝酸が追加され、排水基準設定。<br>自動車NOx法改正し、自動車NOx・PM法公布。<br>(車種規制平成14年10月1日施行) |
| 平成14年 | 11月 | 水質汚濁防止法に基づく総量規制の指定項目として、窒素及びりんが追加。  |
|       | 3月  | 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(ディーゼル条例)が公布される。併せて、千葉県環境保全条例の一部改正。(運行規制 平成15年10月1日施行)                 |
| 平成15年 | 2月  | 土壌汚染対策法施行。  |
|       | 3月  | 「松戸市地域新エネルギービジョン」策定。  |
| 平成16年 | 11月 | 水質汚濁に係る環境基準項目として全亜鉛が追加され、基準値設定。   |
|       | 4月  | 「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」策定。   |
| 平成17年 | 8月  | 環境教育目的用として、牧野原中学校に風力・太陽光ハイブリッド型発電装置設置。  |
|       | 11月 | 松戸市もったいない運動推進本部、環境対策専門部会設置。   |
| 平成18年 | 2月  | 「松戸市地域省エネルギービジョン」策定。  |
|       | 3月  | 環境保全課分析センター廃止。  |
| 平成18年 | 4月  | 17ヶ所の公共施設を利用して、松戸市「みどりのカーテン」普及プロジェクトを実施。  |
| 平成19年 | 3月  | 千葉県告示により、松戸市に臭気指数規制導入。<br>(平成19年8月施行)   |
|       | 4月  | 環境対策専門部会の設置に伴い、松戸市公害防止対策事務連絡会議  |

## 2. 環境行政の概要

- 設置要綱が廃止。
- 5月 「地球にやさしい行動宣言」開始。
- 12月 環境省告示により、航空機騒音に係る環境基準一部改正  
(WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)から $L_{den}$ (時間帯補正等価騒音レベル)による評価への変更)。(平成25年4月1日施行)
- 平成20年 3月 関係法令の整備に伴い千葉県地下水汚染防止対策指導要綱を廃止。  
4月 環境計画課に減CO<sub>2</sub>担当室設置。
- 平成21年 2月 松戸市減CO<sub>2</sub>宣言事業所制度開始。  
3月 松戸市減CO<sub>2</sub>大作戦(=松戸市地球温暖化対策地域推進計画)策定。  
9月 環境省告示により微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の大気環境基準設定。
- 11月 公共用水域及び地下水の環境基準項目の追加及び基準値改正。  
(公共用水域：1,4-ジオキサン、地下水：1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン)
- 12月 公用車として電気自動車を3台導入。
- 平成22年 4月 土壌汚染対策法の一部改正。  
5月 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布。  
(平成23年4月施行)新たに創設された事業者の責務に係る規定については平成22年8月施行。  
7月 松戸市地球温暖化対策地域推進計画推進委員会設置。
- 平成23年 4月 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の測定開始。(根本測定局、上本郷測定局)  
「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」策定。
- 10月 千葉県自動車交通公害対策推進協議会廃止。
- 12月 水質汚濁の水生生物保全に係る環境基準の水域類型指定。  
※坂川、新坂川、国分川類型：生物B、達成期間：イ(直ちに達成)
- 平成24年 1月 放射性物質汚染対処特措法施行。  
環境計画課に放射線対策室設置。  
3月 松戸市除染実施計画策定。  
千葉県自動車環境対策に係る基本方針策定。  
4月 放射線対策室が放射能対策課になる。  
第2次地域主権一括法(県から松戸市へ規制地域の指定権限等移譲)  
6月 環境基本法の一部改正。放射性物質の適用除外条項が削除される。  
水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質貯蔵指定施設の届出が義務化。地下水汚染防止のための構造基準が定められる。  
8月 水質汚濁の水生生物保全に係る環境基準項目にノニルフェノールが追加され、基準値設定される。  
9月 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令によりヘキサメチレンテトラミンが事故時の措置の指定物質に追加される。
- 平成25年 3月 大気汚染防止法施行規則一部改正(揮発性有機化合物濃度の測定が年1回以上になる)。  
第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定。

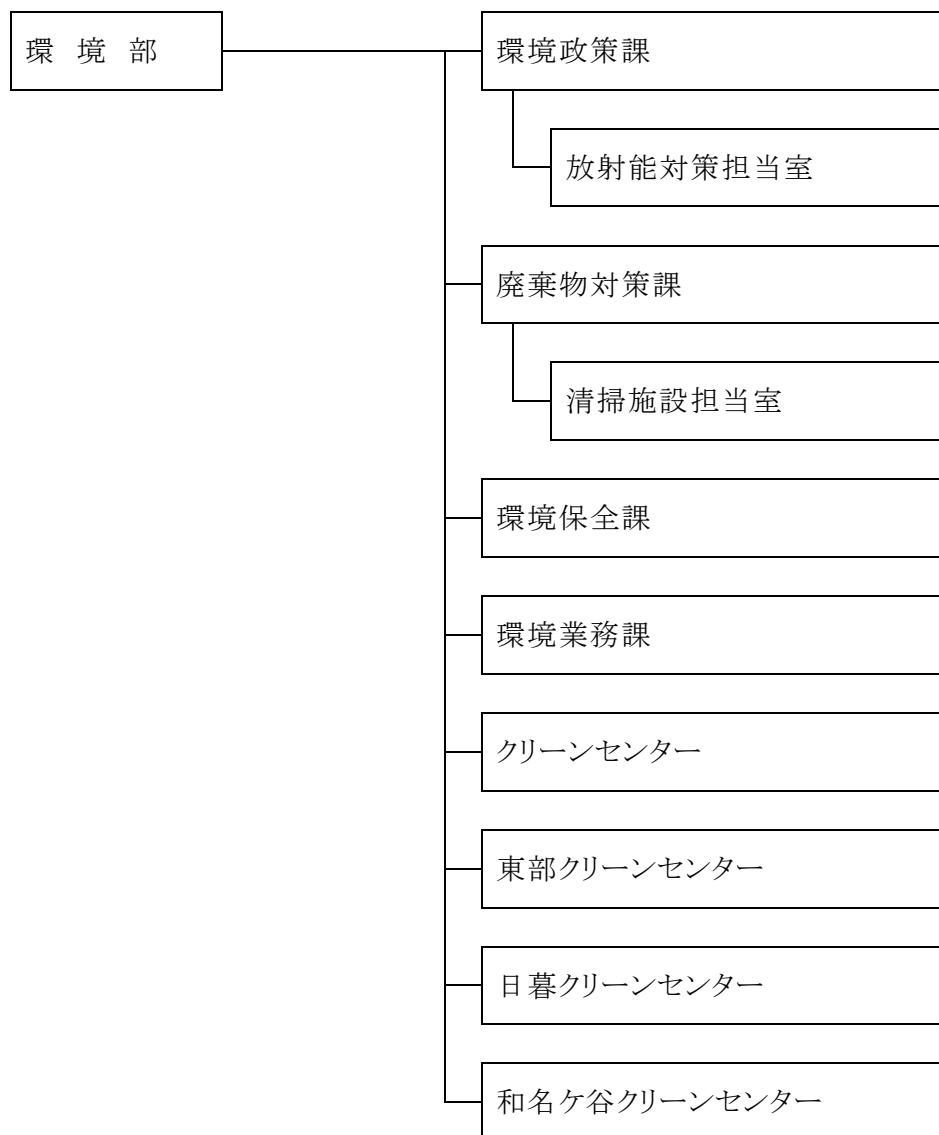
- 水質汚濁の水生生物保全に係る環境基準項目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が追加され、基準値が設定される。要監視項目に4-*t*-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールが追加され、指針値が設定される。
- 平成26年
- 4月 機構改革により、環境計画課が環境政策課となる。  
微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の成分分析調査を開始。
  - 6月 大気汚染防止法の一部を改正する法律公布。（特定粉じん（石綿）について解体等工事における事前調査及び説明の義務付け等の追加、届出者義務者の変更。）（平成26年6月施行）
  - 7月 暫定排水基準が見直される。（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物）
  - 3月 第2次 生活排水対策推進計画策定。
  - 5月 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」においてマンガン及びその化合物に係る指針値が設定される。
  - 8月 土壌汚染対策法施行規則改正。（1,1-ジクロロエチレンに係る基準値の改正）
  - 11月 カドミウム及びその化合物の排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の改正。  
公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準値改正。（トリクロロエチレン「0.03 mg/L以下」→「0.01 mg/L以下」）
- 平成27年
- 3月 「浄水処理対応困難物質」の設定（ヘキサメチレンテトラミン等）
  - 4月 放射能対策課が環境政策課放射能対策担当室となる。  
幼保連携型認定こども園が騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設として追加される（6月関係規則等を整備）。
  - 10月 トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準が変更。（排水基準「0.3 mg/L以下」→「0.1 mg/L以下」）  
地下水浄化基準は「0.03 mg/L以下」→「0.01 mg/L以下」
  - 12月 パリ協定採択。
- 平成28年
- 3月 松戸市地球温暖化対策実行計画策定。
  - 5月 国の地球温暖化対策計画閣議決定。
  - 7月 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準改定
  - 8月 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部改正。
  - 9月 大気汚染防止法の一部改正。（水銀排出施設の追加等）（平成30年4月施行）  
千葉県地球温暖化対策実行計画策定。
  - 10月 松戸市環境審議会条例の一部改正。（臨時委員の追加等について）  
松戸市環境審議会の組織及び運営に関する規則の一部改正。
  - 11月 パリ協定発効。
  - 12月 千葉県環境保全条例の排水基準の改正。「カドミウム及びその化合物」

## 2. 環境行政の概要

- の許容限度「0.1 mg/L」→「0.03 mg/L」。「トリクロロエチレン」の許容限度「0.3 mg/L」→「0.1 mg/L」
- 平成29年
- 1月 大気汚染防止法施行規則の一部改正。(水素製造用改質器の測定頻度を緩和)
  - 2月 公用車として水素燃料電池自動車を1台導入。
  - 3月 千葉地域公害防止計画改正。
  - 4月 地下水環境基準「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン」に改称。土壤環境基準にクロロエチレン及び1,4-ジオキサンを追加。土壤汚染対策法の特定有害物質にクロロエチレンを追加。松戸市グリーン購入等に係る基本方針施行。
  - 6月 水質汚濁防止法第8次総量削減計画策定。
  - 8月 水銀に関する水俣条約発効。これに伴い、水質汚濁防止法施行令別表第1第25号及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1第5号が削除された。
  - 9月 水質汚濁防止法第8次総量規制基準開始。(既設分は平成31年4月)
- 12月 国の水素基本戦略決定。
- 平成30年
- 3月 松戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)一部改正。
  - 4月 土壤汚染対策法改正。一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に調査結果を併せて提出できるようになった。汚染土壤処理業の承継等の規定が追加された。併せて松戸市手数料条例改正。松戸市減CO<sub>2</sub>宣言事業所制度を廃止、松戸市地球温暖化対策推進事業所制度を開始。
  - 6月 気候変動適応法公布。住宅宿泊事業法施行(民泊)。
  - 11月 大気汚染に係る環境基準(トリクロロエチレン)の値が改正「0.2mg/m<sup>3</sup>」→「0.13mg/m<sup>3</sup>」
- 平成31年
- 4月 松戸市グリーン購入等に係る基本方針一部改正。土壤汚染対策法改正。調査の猶予を受けている土地への新規制が加わった。有害物質使用特定施設がある事業場については、900m<sup>2</sup>以上の土地の改変をする場合、届出及び調査が必要となった。第4条の調査対象となる深さが変更となった。

## (4) 環境行政の機構と事務分掌

### ア. 機構



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

イ. 事務分掌

| 課名    | 担当室名     | 係名    | 事務分掌  |
|-------|----------|-------|---|
| 環境政策課 |          |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境計画の進捗管理及び総合調整に関する事。</li> <li>環境審議会に関する事。</li> <li>公害防止計画に関する事。</li> <li>低炭素社会創造に関する事。</li> <li>環境分野に係るエネルギー対策に関する事。</li> <li>環境影響評価に関する事。</li> <li>公用車両（電気自動車）の運用及び管理に関する事。</li> <li>自然保護及び外来生物に関する事。</li> <li>専用水道等に関する事。</li> <li>環境衛生に関する企画及び推進に関する事。</li> </ul>                      |
|       | 放射能対策担当室 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能対策の総合調整に関する事。</li> <li>放射能対策の情報収集に関する事。</li> <li>放射能対策の総合窓口に関する事。</li> <li>私有地の放射線対策に関する事。</li> <li>放射性物質による環境の汚染に関する特別措置法に関する事。</li> <li>放射能対策に係る損害賠償に関する事。</li> </ul>   |
| 環境保全課 |          | 水質保全係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁、地盤沈下及び土壌汚染の調査及び監視に関する事。</li> <li>水質汚濁、地盤沈下及び土壌汚染の規制及び指導に関する事。</li> <li>水質汚濁及び地盤沈下に係る特定施設の届出等に関する事。</li> <li>土壌汚染に係る調査結果等の届出に関する事。</li> <li>汚染土壌処理業の許可等に関する事。</li> <li>汚染土壌処理業の許可等に係る手数料の徴収金に関する事。</li> <li>水質保全に係る公害相談に関する事。</li> <li>公害防止管理者に関する事。</li> <li>家庭雑排水対策に関する事。</li> </ul> |
|       |          | 大気騒音係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染、悪臭、騒音及び振動の調査及び監視に関する事。</li> <li>大気汚染、悪臭、騒音及び振動の規制及び指導に関する事。</li> <li>大気汚染、悪臭、騒音及び振動に係る特定施設等の届出等に関する事。</li> <li>大気保全、騒音及び振動に係る公害相談に関する事。</li> </ul>  |
|       |          | 環境衛生係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する市民、地区環境組織等の育成に関する事。</li> <li>あき地の雑草等の除去指導に関する事。</li> <li>動物の飼養管理の指導に関する事。</li> <li>犬の登録及び狂犬病予防に関する事。</li> <li>犬の登録、狂犬病予防注射済票交付手数料等の徴収金に関する事。</li> <li>衛生害虫等の駆除に関する事。</li> </ul>  |

**(5) 松戸市環境審議会  
松戸市環境審議会委員**

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 氏 名    | 役 職 名            |
|--------|------------------|
| 本條 毅   | 千葉大学大学院園芸学研究科教授  |
| 坂本 一憲  | 千葉大学大学院園芸学研究科教授  |
| 古井 恒   | 流通経済大学流通情報学部教授   |
| 山田 千香子 | 聖徳大学心理・福祉学部教授    |
| 新 玲子   | 千葉県松戸健康福祉センター長   |
| 増田 孝   | 松戸商工会議所（建設業部門担当） |
| 森田 雅久  | 松戸商工会議所（交通業部門担当） |
| 椎名 憲一  | 松戸商工会議所（商業部門担当）  |
| 小林 辰幸  | 松戸商工会議所（工業部門担当）  |
| 秋谷 暢彦  | とうかつ中央農業協同組合常務理事 |
| 曾宮 祐三  | 坂川とまちづくり市民の会会長   |
| 野口 功   | 松戸里やま応援団代表       |
| 大和 治枝  | メイク松戸ビューティフル     |
| 長濱 和代  | 公募市民             |
| 秋山 和敏  | 公募市民             |

**松戸市環境審議会地球温暖化対策部会構成員**

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 氏 名    | 役 職 名                          |
|--------|--------------------------------|
| 古井 恒   | 流通経済大学流通情報学部教授                 |
| 坂本 一憲  | 千葉大学大学院園芸学研究科教授                |
| 本條 毅   | 千葉大学大学院園芸学研究科教授                |
| 大川 直樹  | 京葉ガス株式会社東葛支社お客さまサービスグループマネージャー |
| 中村 美枝子 | 流通経済大学社会学部教授                   |
| 山本 昭博  | 東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社支社長代理       |

**(6) 公害防止計画**

昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴う人口増加と、京葉臨海工業地帯の形成等により、昭和 40 年代後半から産業活動が活発化する一方で、大気汚染、水質汚濁等の生活環境の悪化や公害問題を引き起こすこととなりました。

このような状況に対処するため、千葉県では、昭和 45 年度に千葉・市原地域、昭和 47 年度に江戸川流域の公害防止計画を策定し、昭和 49 年度に両計画を統合した千葉臨海地域公害防止計画を策定しました。さらに、生活環境の悪化や公害問題の広域化に伴い、印旛沼、手賀沼地域等の拡大を図り、平成元年度には名称を千葉地域公害防止計画とし、各種の公害防止施策を推進してきました。



**【M e m o】**